

## 愛媛県思いやり 1.5 m運動協力事業所制度運営要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、愛媛県思いやり 1.5 m運動協力事業所制度（以下「協力事業所制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所その他の団体をいう。
- (2) 思いやり 1.5 m運動 自動車等の運転者に対し、自転車の側方を通過するときは1.5メートル以上の安全な間隔を保つか、道路事情等から安全な間隔を保つことができないときは徐行することを呼びかける運動をいう。
- (3) 愛媛県思いやり 1.5 m運動協力事業所 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長（以下「本部長」という。）が思いやり 1.5 m運動に協力するものと認め、愛媛県思いやり 1.5 m運動協力事業所指定書（以下「指定書」という。）を交付した事業所等をいう。

(指定の申請)

**第3条** 協力事業所としての指定を受けようとする事業所等は、本部長に愛媛県思いやり 1.5 m運動協力事業所参加申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

(指定基準)

**第4条** 本部長は、前条の規定による申請について、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときは、愛媛県思いやり 1.5 m運動協力事業所（以下「協力事業所」という。）の指定を行うものとする。

- (1) 愛媛県内に所在し、自動車を業務に使用している事業所等
  - (2) 思いやり 1.5 m運動の趣旨を理解し、従業員に対する教育及び広報啓発並びに運動の実践に率先して取り組むことのできる事業所等
- 2 前項の規定にかかわらず、思いやり 1.5 m運動モデル事業所の指定を受けた事業所は、協力事業所としての指定を受けることができるものとする。

(活動)

**第5条** 協力事業所は、次に掲げる活動の実施に努めるものとする。

- (1) 従業員に対する運動の周知等に関する教育
- (2) 従業員等による運動の実践
- (3) 事業所車両への当該運動用マグネットプレートの貼付等による広報啓発
- (4) 私物車両への当該運動用マグネットプレートの貼付等を希望する従業員による広報啓発
- (5) 交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部等が実施する啓発活動への参加及び協力

(指定書の交付)

**第6条** 本部長は、協力事業所の指定を行ったときは、当該事業所等に指定書(様式第2号)を交付するものとする。

(責任者の指定及び報告)

**第7条** 協力事業所の指定を受けた事業所等は、思いやり1.5m運動推進責任者(以下「責任者」という。)を速やかに指定するものとする。

- 2 責任者は、県の求めに応じて、第5条各号に掲げる活動の結果等の報告を行うものとする。

(有効期間)

**第8条** 指定書の有効期間は、指定の日から1年間とし、期間の満了の1か月前までに協力事業所から終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期限を延長するものとし、以後も同様とする。

(指定の取消)

**第9条** 本部長は、協力事業所が第4条第1項各号に掲げる基準に該当しなくなったとき、その他協力事業所としてふさわしくないと認めたときは、その指定を取り消すことができる。

(表彰)

**第10条** 本部長は、第7条第2項の規定による報告に基づき、思いやり1.5m運動の実践及び周知浸透に顕著な功績があると認めた協力事業所を表彰することができる。

(公表)

**第11条** 本部長は、協力事業所の名称及び活動内容等について、愛媛県のホー

ムページへの掲載等により公表するものとする。

(事務局)

**第 12 条** 協力事業所制度に関する事務は、愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課において処理する。

(補則)

**第 13 条** この要綱に定めるもののほか、協力事業所制度の運営に関し必要な事項は、愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課長が定める。

#### **附 則**

この要綱は、平成 29 年 9 月 10 日から施行する。